

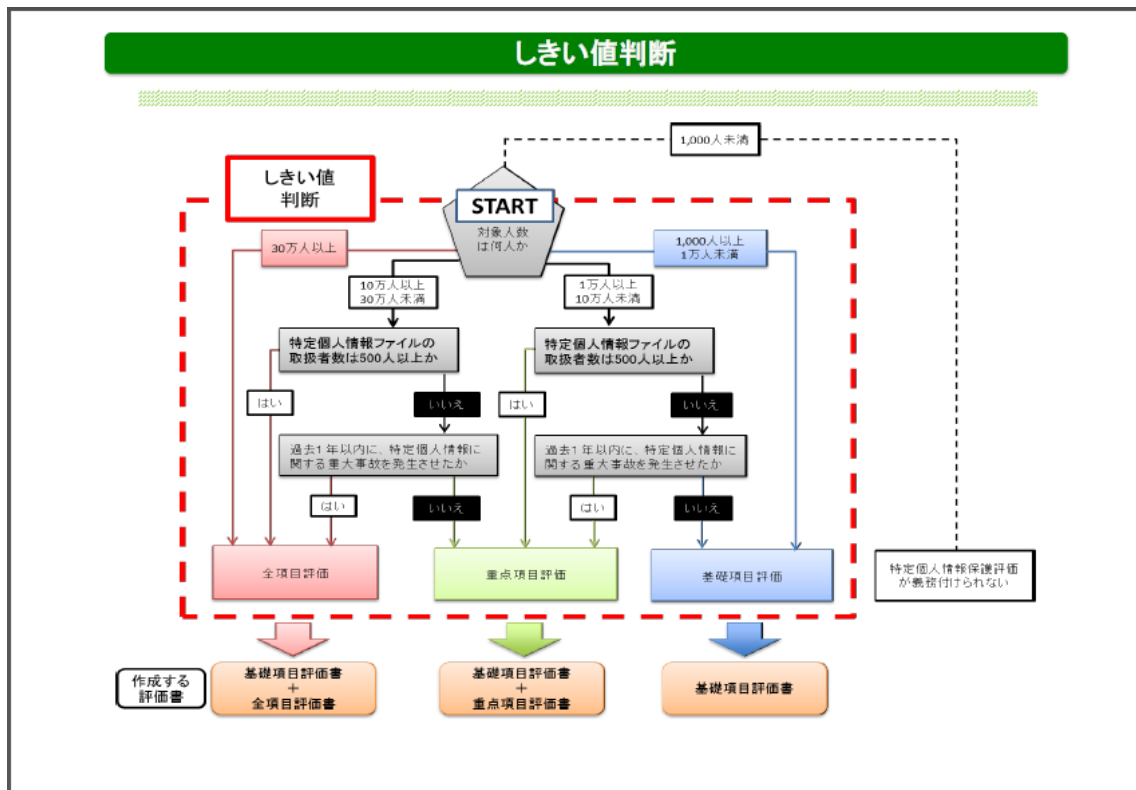
令和3年8月16日
吹田市健康医療部保健センター
意見募集関連資料

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（概要）

1 特定個人情報保護評価の再実施に係る経緯

本市が特定個人情報ファイルを保有する予防接種に関する事務については、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日個人情報保護委員会）に基づき、市民の一部（0～12歳の男女、12～16歳の女性及び65歳以上の男女 計約14万人）を対象に重点項目評価を行い、特定個人情報の管理を行ってきました。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始にあたり、当該予防接種に関する事務の対象者が従来の予防接種対象者から全住民に引き上がったため、しきい値判断の結果が全項目評価へ変更（下記フロー図参照）となったことから、特定個人情報保護評価を再実施しましたので、これに対する意見を市民の皆様から募集するものです。



2 特定個人情報保護評価書の主な内容

特定個人情報保護評価書には、従来から実施している予防接種に関する事務の実施内容に加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務についても記載しています。

項目ごとの記載内容は以下のとおりです。

(1) 基本情報

事務の全体像を把握するため、特定個人情報を取り扱う事務、使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報を取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携等について記載しています。

(2) 特定個人情報ファイルの概要

予防接種に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル名、ファイルの基本情報（ファイルの種類・対象となる本人の数・対象となる本人の範囲・記録される項目等）、特定個人情報の入手・使用、ファイルの取扱いの委託、ファイルの提供・移転、ファイルの保管・消去について記載しています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定される各種のリスク（特定個人情報入手時のリスク、特定個人情報の使用時のリスク、特定個人情報ファイルの取扱いの委託時におけるリスク、特定個人情報の提供・移転時のリスク、情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク、特定個人情報の保管・消去時のリスク）について詳細に記載するとともに、その対策について記載しています。

(4) その他のリスク対策

特定個人情報保護評価書に記載したとおりに運用を継続するための自己点検・監査体制や特定個人情報を取り扱う事務担当者に対する教育・啓発についてなどのリスク対策について記載しています。

(5) 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせなどについて記載しています。

(6) 評価実施手続

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の実施手続について記載していません。

3 今後の予定

令和3年8月16日

～9月15日

令和3年10月下旬頃

令和3年11月中旬頃

令和3年11月下旬頃

特定個人情報保護評価書（案）の意見募集
吹田市個人情報保護審議会による第三者点検
評価の完了及び個人情報保護委員会へ特定個人
情報保護評価書の提出
特定個人情報保護評価書の公表